

平成 27 年度版

# 十日町市の環境

～緑豊かで、潤いと安らぎのあるまちをめざして～

《平成 26 年度の環境関係の取組》



十日町市  
市民福祉部 環境衛生課

# 目 次

<b>第1章 十日町市の概要</b>	.....	1
1 位置・地勢・気象	.....	1
2 人口・世帯数	.....	2
3 産業・交通	.....	2
<b>第2章 十日町市の環境の現状</b>	.....	3
1 自然環境の現状	.....	3
(1) 動植物	.....	3
(2) 自然公園	.....	4
(3) 自然環境保全地域等	.....	4
(4) 棚田	.....	4
(5) 名水	.....	5
(6) 指定文化財(名勝・天然記念物)	.....	5
(7) 鳥獣保護区・休猟区	.....	7
2 環境保全の現状	.....	7
(1) 大気環境	ア ダイオキシン	7
(2) 地盤環境	ア 地盤沈下	7
	イ 土壌汚染	8
	ウ 地下水汚染	8
(3) 水環境	ア 河川の水質	10
	イ 生活排水(下水道)	16
	ウ 生活排水(し尿)	17
	エ 川西有機センターの排水	17
(4) 騒音・振動	ア 環境騒音調査	18
	イ 特定施設と特定建設作業の届出	20
	A 騒音・振動に関する特定施設数	20
	B 特定建設作業届出数	20
(5) 悪臭	ア 養豚舎の排水・臭気	21
	イ 川西有機センターの臭気	22
(6) 放射性物質(放射能)	.....	22
(7) 公害苦情件数	.....	23
3 廃棄物の現状	.....	24
(1) 廃棄物処理施設	ア ごみ焼却施設	24
	イ 最終処分施設	24
	ウ し尿処理施設	24
(2) ごみの排出量	.....	24
(3) 資源ごみの分別収集	.....	25
(4) ごみ処理手数料	.....	25
(5) 古着回収事業	.....	26
<b>第3章 環境保全のための施策等</b>	.....	27
1 総合的施策	.....	27

(1) 十日町市住みよい環境づくり条例	27
(2) 十日町市環境基本計画	27
(3) 十日町市住みよい環境づくり審議会	27
(4) 十日町市民環境会議	27
(5) 十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員	27
(6) 十日町市バイオマスタウン構想	27
(7) 十日町市地球温暖化対策地域推進計画	28
(8) 太陽光発電システムの普及	28
(9) エコポイント事業	29
(10) 環境保全協定	29
(11) 新潟県環境保全資金貸付制度	30
<b>2 環境美化</b>	30
(1) 環境美化運動	30
(2) 環境パトロール	30
(3) ごみ集積庫設置補助事業	30
(4) 消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業	31
<b>3 ごみ減量とりサイクル</b>	31
(1) 生ごみ処理容器購入費補助事業	31
(2) 廃食用油回収事業	32
(3) イベントごみの減量	32
(4) ペレットストーブの普及	32
(5) 生ごみの堆肥化	33
(6) 使用済み紙おむつ燃料化実験	34
<b>4 環境保全啓発</b>	34
(1) 環境フェアの開催	34
(2) 環境講演会の開催	34
(3) 「森の学校」キヨロロ	35
<b>5 地球温暖化対策</b>	35
(1) 啓発活動	35
(2) 市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画)	36
(3) 新潟県地球温暖化防止活動推進員	36
(4) 地域新エネ・省エネビジョン	36
(5) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業	36
(6) 地中熱利用実証試験事業	37
(7) 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )削減事業	37
<b>6 当間高原リゾート環境監視委員会</b>	38
(1) 当間高原リゾート環境監視委員会	38
(2) 環境監視委員会による水質検査結果	38
<b>第4章 動物の保護と管理</b>	39
<b>1 犬の登録及び狂犬病予防注射</b>	39
<b>2 動物とのふれあい事業</b>	39
<b>3 有害鳥獣の捕獲許可</b>	39
<b>(資料編)</b>	別添

# 第1章 十日町市の概要

## 1 位置・地勢・気象

当市は、平成17年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が新設合併して誕生しました。

当市は、新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置し、東は南魚沼市、北は小千谷市、長岡市、柏崎市、西は上越市、南は湯沢町、津南町などと接しています。

東京からは約200km、新潟市からは約100kmの地点にあり、市域の東西は31.4km、南北は41.1km、面積は590.39km<sup>2</sup>となっています。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なり、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。

また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田やブナ林などにより美しい農山村の景観が広がっています。最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高2,000m級の山岳地帯となっています。

気候は日本海型気候区分に属し、四季折々に季節感あふれる態様を示しています。毎年の平均積雪は2mを超え、全国有数の豪雪地帯となっています。一年の3分の1以上が降積雪期間となり、この気象条件が、独特の生活文化の形成や経済活動に大きく影響しています。

表1-1 市の位置・広ぼう・面積

位置(市中心部)		広ぼう		面 積
東 終	北 緯	東 西	南 北	
138 度 52 分 28 秒	37 度 8 分 24 秒	31.4km	41.1km	590.39 平方 km

表1-2 過去5年間の年別気象状況（※最大積雪深及び降雪深累計は前年11月～4月）

年	気 温(℃)			年間降水量 (mm)	最大積雪深 (cm)	降雪深累計 (cm)
	最高	最低	平均			
H22年	35.7	-8.1	12.3	2,772.50	251	1,097
H23年	34.6	-6.6	11.7	3,381.00	302	1,360
H24年	35.7	-8.7	11.7	2,794.50	302	1,512
H25年	34.2	-7.5	11.8	2,973.00	289	1,386
H26年	36.2	-9.9	11.8	2,934.50	183	1,005

資料：国立研究開発法人森林総合研究所十日町試験地

## 2 人口・世帯数

平成 22 年の国勢調査による本市の総人口は 58,911 人となっており、年々減少を続けています。一方世帯数は、ほぼ横ばいとなっています。平成 22 年度では全集落の約1割にあたる 48 集落が中山間地高齢化集落であり、高齢化による課題に直面しています。

※中山間地高齢化集落:65 歳以上の高齢者が人口比率で 50% を超えた集落

表1-3 国勢調査による人口の推移

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総 数	67,962	65,033	62,058	58,911
男	33,245	31,769	30,174	28,604
女	34,717	33,264	31,884	30,307
十日町地域	44,728	43,002	41,308	39,884
川西地域	8,524	8,185	7,756	7,220
中里地域	6,602	6,422	6,187	5,692
松代地域	4,690	4,240	3,923	3,573
松之山地域	3,418	3,184	2,884	2,542
世帯数	19,261	19,348	19,207	18,983

## 3 産業・交通

第1次産業としては、水稻栽培を中心とする農業が中心となっていますが、ここ数年はきのこなどの特用林産物の生産が高まってきています。また、第1次産業の就業者数は、減少傾向にあります。

第2次産業は、きもの産業を基幹産業としていますが、きもの需要の低迷により製造品出荷額も減少しています。また、精密機械、電気機械、食料品製造業などが地域経済に大きく貢献しているものの、工業製品出荷額等は、県内の 20 市の中でも低位にランクされています。建設業についても不況や公共事業の抑制により就業者数は減少しています。

第3次産業は、近年、高齢化社会を需要基盤とする特別養護老人ホーム・デイサービス施設の設置が拡大してきていることや、ソフト産業も進展しており、宿泊や医療などを含めサービスの提供額は増加しています。第3次産業の就業者数は微減となっています。  
(増減は H12 と H22 の国勢調査比)

交通網は、南北には信濃川沿いに国道 117 号と JR 飯山線、渋海川沿いに国道 403 号が走り、東西には北から国道 252 号・253 号・353 号・405 号が走っています。

さらに、国道 117 号と JR 飯山線を横断するように、第3セクター鉄道のほくほく線が走っています。

市内の路線バスは民営と市営で運行されていますが、利用者は減少しています。

# 第2章 十日町市の環境の現状

## 1 自然環境の現状

### (1) 動植物

当市の希少種としては、牛池に生息するオゼイトンボや信濃川河川敷に生息する蝶類のミヤマシジミ、川西地域のクロメダカ・アカハライモリ・クロサンショウウオなどが挙げられます。

当間山周辺は、トウホクサンショウウオの貴重な生息地であり、クロサンショウウオやモリアオガエルの産卵地にもなっています。また、カモシカやツキノワグマなどの野生動物が数多く生息しています。

池沼では、シナイモツゴ(テッショ)がかつてはどこにでも生息していましたが、オオクチバスやブルーギルなど外来種の無秩序な放流により、大池や珠田貯水池では絶滅しました。

鳥類では、魚沼丘陵にイヌワシ・クマタカが生息していますが、繁殖が難しくなってきています。

当市の植生としては、ブナ林伐採後に成立した二次林が最も広い分布となっており、次いで、杉の造林地、水田、畠地となっています。

地域別にみると、信濃川周辺にニセアカシア・ヤナギ林が存在し、山地では、二次林・スギの造林地・水田の順で分布が多くなっており、当間山周辺はブナ林が多くなっています。山麓部は、スギ造林地・二次林・畠地であり、河岸段丘面から信濃川に至る平坦地は水田・畠地・住宅地となっています。

表2-1 貴重な植物群落(特定植物群落)の状況

地域	件名	集約群落名	選定基準	相観区分
川 西	長安寺のブナ林	チシマザサーブナ群集	自然林, 郷土景観, 貴重な個体群	冷温帯夏緑広葉高木林
中 里	見倉のトチノキ林	ジュウモンジシダーサワグルミ群集(カツラ林を含む)	自然林	冷温帯夏緑広葉高木林
	苗場山小松原のオオシラビソ林	シラビソートウヒ群団	自然林	亜寒帯常緑針葉高木林
	苗場山小松原のブナ林	チシマザサーブナ群集	自然林	冷温帯夏緑広葉高木林
	苗場山小松原の湿原植物群落	ツルコケモモーミズゴケクラス (高層湿原) ヌマガヤオーダー(中間湿原)	特殊立地	湿地植生
松之山	関田山脈のブナ林	チシマザサーブナ群集	自然林, 分布限界	冷温帯夏緑広葉高木林

資料 環境省 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査(H5~H10)<sup>(\*)</sup>より

※特定植物群落調査:日本の多様な植物群落の中から、地域の代表的、典型的な群落や希少な群落などを選定し、分布や生育状況及び変化の状況を把握すること目的とした調査です。

## (2) 自然公園

県内には 19 の自然公園(国立4、国定2、県立 13)があり、そのうち当市は、2箇所該当します。

表2-2 自然公園

公園名	区域	面積(全体)	概要
上信越高原国立公園	十日町市(中里)、湯沢町、南魚沼市、津南町、妙高市、上越市	2,173ha (47,431)	長野、新潟、群馬の3県にまたがる広大な山岳と高原の公園
直峰松之山大池県立自然公園	十日町市(松之山)、上越市	974ha (2,066)	松之山温泉から大巣寺高原、菖蒲高原を経て菱ヶ岳に至る地区、上越市安塚区の直峰城山、上越市頸城区の頸城大池の3地区にわたっています。

## (3) 自然環境保全地域等

県は、優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、県条例に基づき「自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」を指定しております、当市は2か所該当します。

表2-3 自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積(ha)	指定年月日
小松原	倉俣(中里)	亜高山性植生及び湿原	306.24	S51.12.28
※長安寺	上野(川西)	樹林(ブナ林)	5.28	S62.3.27

注)※印は緑地環境保全地域

## (4) 棚田

当市は、美しい里山・棚田が多く、特に棚田については、30 地区が、新潟県の棚田のある風景の認定を受けています。その中でも松之山地域の「狐塚の棚田」は、農林水産省の日本の棚田百選にも選ばれています。

表2-4 新潟県 棚田のある風景の認定状況

名称	所在地	面積(ha)	勾配	備考
屋敷田	中条丁字屋敷田(十日町)	15.0	1/10	生態系保全、地域交流
神水	戊字神水(十日町)	12.0	1/12	都市交流、伝統・文化の維持保全
田毎の月	新座乙字三ツ山(十日町)	15.0	1/11	歳時記としての景観
倉下	大白倉字長坂(川西)	4.0	1/15	生態系の保全、景観美
舟ノ木	藤沢字舟ノ木(川西)	8.0	1/10	生態系の保全、景観美
東田尻	田沢字湯の沢(中里)	19.2	1/3	周辺地域を含んだ景観美
ナギ	田沢字中越(中里)	5.8	1/6	生態系の保全、歳時記としての景観

桐の木平	田沢字のけま(中里)	6.4	1/5	景観美、都市との交流
大原・小原	倉俣字大原(中里)	19.0	1/12	周辺地域を含んだ景観美
幸ノ神	田代字幸神(中里)	7.8	1/4	伝統・文化の維持保全
星峠	峠字香の原他(松代)	30.0	1/10	生態系保全、景観
儀明	儀明字大久保(松代)	5.0	1/8	周辺地域を含んだ景観美
室野	室野字安入堂(松代)	12.0	1/7	生態系の保全
福島	福島字蒲間田(松代)	2.1	1/25	都市部との交流
蒲生	蒲生字トロノキ(松代)	3.5	1/10	生態系の保全
仙納	仙納字ヌケ(松代)	3.8	1/6	生態系の保全
田野倉	田野倉字大堀田(松代)	10.0	1/12	生態系の保全
蓬平	蓬平字抜ノ下(松代)	2.5	1/10	生態系の保全
城山麓	松代字馬場塚(松代)	2.5	1/10	景観、都市交流
清水	清水字日カゲ(松代)	2.0	1/6	生態系保全、景観
苧島	苧島字臼切(松代)	1.3	1/10	生態系保全、景観
松代下山	松代下山字下山(松代)	1.1	1/18	生態系保全、景観
湯山ふるさと	湯山(松之山)	1.5	1/8	都市との交流
留守原	天水島(松之山)	2.1	1/5	棚田の景観
白山	天水島字白山(松之山)	2.4	1/4	棚田の景観
狐塚	天水越(松之山)	19.0	1/6	棚田の景観、棚田百選
シンノク	天水越字シンノク(松之山)	3.5	1/7	棚田の景観
千枚田	松之山字格子原(松之山)	10.0	1/10	棚田の景観
水梨	水梨字下天替(松之山)	6.2	1/9	棚田の景観
川入	浦田字天狗倉(松之山)	1.1	1/6	棚田の景観

## (5)名水

当市には、県の名水として昭和 60 年度に選定された「深山の清水」、平成 22 年度に選定された「柳清水」と「庚清水」及び平成 26 年度に選定された「実昇清水」の4名水があります(いずれも松之山地域)。

## (6)指定文化財(名勝・天然記念物)

当市には、国宝として笠山遺跡出土深鉢形土器 57 点(うち火焔型土器 14 点)があります。

名勝・天然記念物での指定文化財は、国指定重要文化財2件、県指定が3件、市指定が 29 件あります。

表2-5 指定文化財(名勝・天然記念物)

名 称	所在地	指定	種 別
田代の七ツ釜	田代(中里)	国	名勝・天然記念物
清津峡	小出(中里)	〃	〃
小貫諏訪社の大スギ	小貫(十日町)	県	天然記念物
赤谷十二社の大ケヤキ	赤谷(川西)	〃	〃
角間のねじり杉	角間(中里)	〃	〃
積翠荘	吉田山谷(十日町)	市	名勝
岩見堂	浦田(松之山)	〃	〃
元町諏訪神社の親子スギ	上野(川西)	〃	天然記念物
海老の牛池	海老(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大ケヤキ	松代田沢(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大イチョウ	松代田沢(松代)	〃	〃
長命寺の大イチョウ	松代(松代)	〃	〃
寺田の大カエデ	寺田(松代)	〃	〃
姿箭放神社の大ケヤキ	姿(十日町)	〃	〃
高龕神社社叢	背戸(十日町)	〃	〃
ニッポンシロウリガイ化石	松代(松代)	〃	〃
洞泉寺の大ケヤキ	室野(松代)	〃	〃
室野松亭神社の大スギ	室野(松代)	〃	〃
小谷の大ケヤキ	小谷(松之山)	〃	〃
大荒戸の庚申夫婦スギ	大荒戸(松之山)	〃	〃
天水山麓のブナ原生林	天水越(松之山)	〃	〃
安養寺松尾神社の大スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
安養寺円通庵の三本スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
枯木又竜王社の三本スギ	枯木又(十日町)	〃	〃
枯木又竜王池	枯木又(十日町)	〃	〃
渋海川河床の甌穴群	松代田沢(松代)	〃	〃
藤沢熊野神社の二本スギ	藤沢(川西)	〃	〃
田戸十二社の二本スギ	田戸(川西)	〃	〃
白倉のカスミザクラ	小白倉(川西)	〃	〃
程島 下の行者の大ケヤキ	程島(中里)	〃	〃
葎沢十二社の大スギ	葎沢(中里)	〃	〃
重地の大池	重地(中里)	〃	〃
太田島小牧社の大ケヤキ	太田島(十日町)	〃	〃
名ヶ山の鶴沼池	名ヶ山(十日町)	〃	〃

## (7) 鳥獣保護区・休獵区

野生鳥獣の保護・増殖を図るために設定された4か所の鳥獣保護区と、3年間狩獵を休止し、鳥獣の増殖を図る2か所の休獵区があります。

表2-6 鳥獣保護区・休獵区

区名(区分)	位置又は区域	面積(ha)	在継期間
清津峡鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	1,476	H22.11.1～H33.10.31
苗場山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	4,188	〃
伊達原鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	十日町地域	940	H26.11.1～H36.10.31
松之山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	松之山地域	1,530	〃
下条休獵区	十日町地域	1,700	H25.10.15～H28.10.14
松代休獵区	十日町地域	1,437	H26.10.15～H29.10.14

## 2 環境保全の現状

### (1) 大気環境

#### ア ダイオキシン

一般廃棄物焼却場ではダイオキシン類濃度測定を行っています。排ガス、飛灰及び焼却灰はいずれも基準値を下回っています。

飛灰は飛散しないよう薬剤処理し、「霧谷管理型処分場」で埋立て処分を行っています。

表2-7 排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類濃度測定結果(カッコ内は前年度の数値)

測定日	排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )		飛灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	基準値	備考
	1号炉	2号炉	1・2号炉	1・2号炉		
2月5日 飛灰は1月22日 (11月28日)	0.00038 (0.0012)	休止中 (0.019)	0.58 (1.4)	0.0036 (0.0096)	恒久対策基準値 ・排ガス濃度 5 ・飛灰・焼却灰 3	平成14年 12月1日から適用

測定検査機関:(財)上越環境科学センター

また、市内にある産業廃棄物焼却施設(1施設2炉)においても、ダイオキシン類濃度は基準値を下回っています。

なお、一般家庭や事業所の野焼きの苦情が多く寄せられています。

### (2) 地盤環境

#### ア 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ上げにより、主として粘土層が収縮することで起きる現象です。

当市は、一般家庭の消雪用井戸が1,000本以上、消雪パイプ用の深井戸が424本(国・県道191、市道233)あり、地盤沈下が懸念されることから、「十日町市地下水利用適正化に関する条例」に基づき十日町地域と川西地域の市街地で地下水の採取を規制しています。

#### イ 土壌汚染

平成 15 年2月に、土壤汚染の状況の把握及び指定区域の指定、汚染土壤による健康被害防止に関する措置等を内容とする土壤汚染対策法が施行されました。同法に基づき、市内で県から指定区域に指定された所はありません。

なお、平成 22 年 4 月 1 日からは、盛土や掘削範囲が 3,000 m<sup>2</sup>を超える場合の県知事への届出や、有害物質使用施設は小規模施設であっても廃止時に土壤調査が必要となるなどの、土壤汚染対策法の改正がありました。

#### ウ 地下水汚染

昭和 60 年代に、全国的にトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系溶剤による地下水汚染が問題になり、当市でも昭和 60 年から地下水の調査を開始しました。

十日町地域では毎年 15 地点を調査し、平成 26 年度は明石町においてテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。

また、南魚沼環境センターが、川西地域の中屋敷地内において、地下水の定期モニタリング調査を行っています。この地点ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。

テトラクロロエチレンなどの有機塩素系物質は、ドライクリーニング用洗浄剤や機械部品等の脱脂洗浄剤として広く用いられており、これらを含む排水が地下に浸透することにより、地下水汚染を引き起こす原因の一つに挙げられています。環境基準を超過した地点については、飲用に供しないよう指導を行っています。

表2-8 地下水汚染測定

(アンダーラインは基準値超過地点、カッコ内は前年度の数値)

《十日町地域》

(測定日:平成 27 年 2 月 3 日 天気:雪)

測定地点	検査項目と環境基準値 (mg/L)		
	トリクロロエチレン 0.03mg/L 以下	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下
袋 町 東	0.001 未満 (0.003 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 田 町 1	0.001 未満 (0.004)	0.001 未満 ( <u>0.013</u> )	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 西 1	0.001 未満 (0.003 未満)	0.001 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
田中町本通り	0.001 未満 (0.003 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
稻荷町3本通り	0.001 未満 (0.003 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
寿 町 2	0.002 (0.003 未満)	0.002 (0.001)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 1 下	0.001 未満 (0.003 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
泉 町	0.002 (0.003 未満)	0.002 (0.002)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 山 第 4	0.001 未満 (0.003 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
明 石 町	0.001 未満 (0.003 未満)	<u>0.015</u> ( <u>0.018</u> )	0.10 未満 (0.10 未満)

山本町1	0.001未満 (0.003未満)	0.001未満 (0.001未満)	0.10未満 (0.10未満)
城之古1	0.001未満 (0.003未満)	0.001未満 (0.001未満)	0.10未満 (0.10未満)
関口樋口町	0.001未満 (0.003未満)	0.001未満 (0.001未満)	0.10未満 (0.10未満)
袋町中	0.002 (0.003未満)	0.007 (0.005)	0.10未満 (0.10未満)
本町6-1	0.001未満 (0.003未満)	0.001未満 (0.001未満)	0.10未満 (0.10未満)

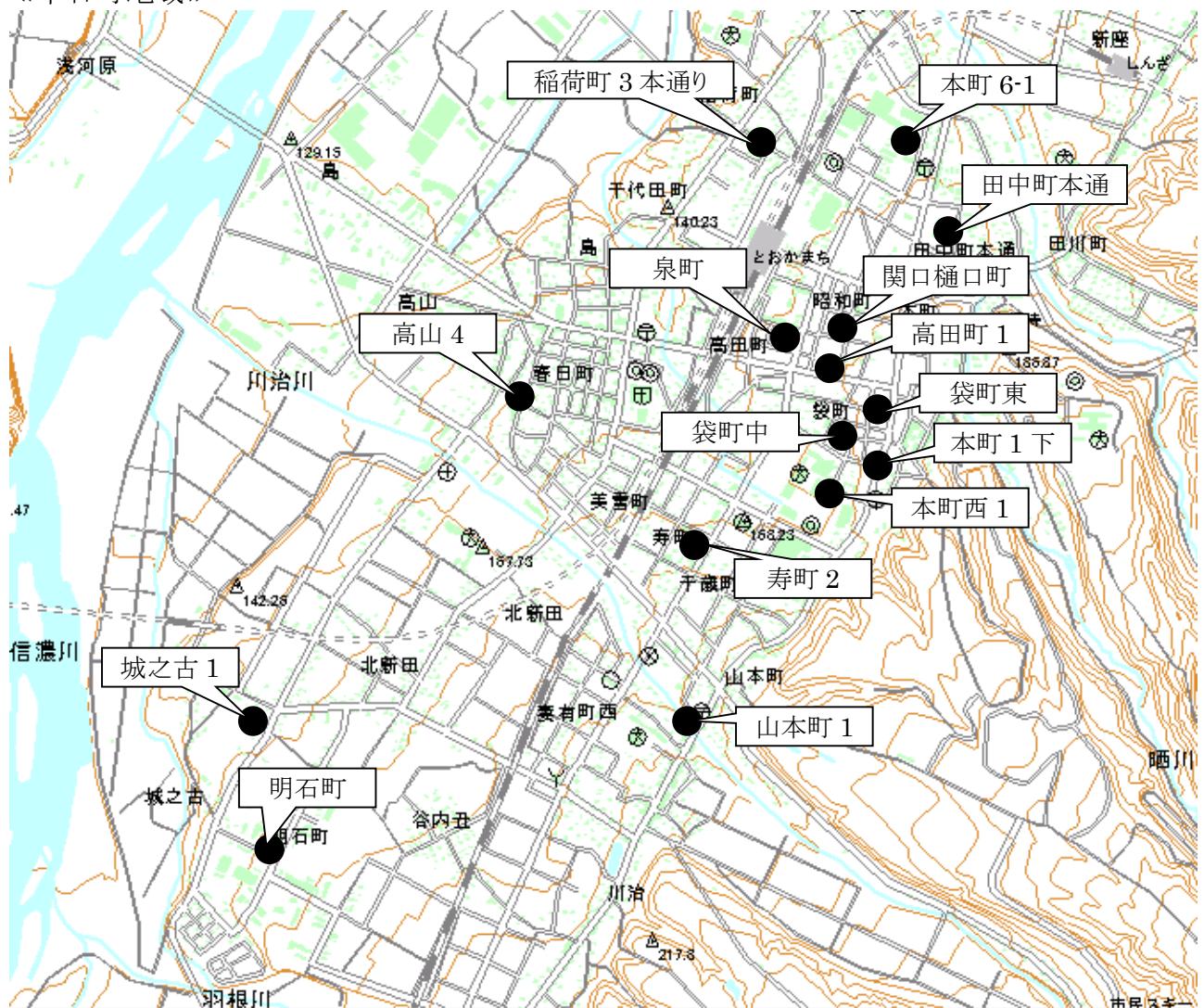
《川西地域》

(測定日:平成26年8月26日)

測定地点	検査項目と環境基準値 (mg/L)		
	トリクロロエチレン 0.03mg/L 以下	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下
中屋敷	0.003 (0.003)	0.100 (0.089)	0.0005未満 (0.0005未満)

## 地 下 水 調 査 採 水 箔 所

《十日町地域》



## 《川西地域》



## (3)水環境

### ア 河川の水質

毎年、市内を流れる中小の 22 河川について、水質汚濁状況を測定しています。アンダーラインは指標としている基準値を超過したものです。(カッコ内は前年度の数値)

また、国は信濃川の水質汚濁状況を測定しています。

表2-9 平成 26 年度 中小河川水質測定結果(数値は2回計測の平均値)

## 《十日町地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年2回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
羽根川 (新羽根川橋)	A 準用	6/17 9/12	7.4 (7.6)	0.6 (0.9)	17.0 (32.0)	<u>2,650</u> (11,650)
川治川 (塚原橋)	A 準用	〃 〃	7.5 (7.7)	0.8 (1.2)	4.0 (8.0)	<u>5,150</u> (14,750)
中沢川 (逢坂橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.4)	1.3 (1.5)	4.0 (8.0)	<u>6,850</u> (9,750)
田川 (西田川橋)	A 準用	〃 〃	7.3 (7.5)	1.0 (1.2)	7.5 (48.5)	<u>6,100</u> (5,650)
上大井田川 (上大井田橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.4)	1.5 (1.2)	6.5 (13.5)	<u>4,650</u> (7,550)
下大井田川 (国道 117 号)	A 準用	〃 〃	7.3 (7.4)	0.9 (1.1)	10.0 (5.5)	<u>4,150</u> (5,200)
晒川 (池沢橋)	A 準用	〃 〃	7.5 (7.5)	0.6 (0.9)	8.0 (6.0)	<u>3,100</u> (1,750)
信濃川 (十日町橋)	A	6/11 9/17	7.5	1.0	11	<u>1,350</u>

《川西地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年2回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
貝 嘰 川 (貝喰川橋上)	A 準用	6/25 9/29	6.7 (7.0)	2.1 (1.2)	5.5 (3.0)	13,000 (22,800)
木 島 川 (中継ポンプ場)	A 準用	〃 〃	7.5 (7.3)	4.4 (2.4)	12.0 (74.0)	10,500 (9,450)
小 海 川 (小海川橋)	A 準用	〃 〃	7.4 (7.3)	1.5 (1.3)	11.0 (6.0)	17,000 (8,300)
中沢川(下) (木落橋)	A 準用	〃 〃	7.3 (7.3)	3.5 (1.8)	9.0 (7.0)	8,800 (2,450)
北 沢 川 (橋 橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.2)	0.8 (1.2)	22.0 (13.0)	12,600 (17,500)
鴻 島 川 (根深橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.1)	3.1 (2.4)	6.0 (3.5)	6,850 (10,450)
渋 海 川 (仙田橋)	A 準用	〃 〃	7.7 (7.4)	1.2 (0.9)	4.0 (4.0)	2,900 (2,300)

《中里地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年2回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
大 門 川 (飯山線踏切)	A 準用	6/27 9/17	6.4 (6.9)	0.7 (0.8)	11.5 (4.5)	7,050 (4,500)
七 川 (小原橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (7.0)	0.7 (0.9)	7.0 (9.5)	3,200 (5,000)
堀 之 川 (堀之川橋)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.0)	0.8 (0.9)	7.0 (10.0)	5,650 (5,750)
山 ノ 根 川 (田中公民館)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.0)	0.7 (0.8)	7.5 (12.0)	4,250 (4,450)
稻 荷 川 (稻荷川橋)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.0)	2.2 (0.8)	3.5 (5.0)	1,650 (2,600)
釜 川 (釜川橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.1)	0.7 (0.6)	2.0 (8.5)	300 (400)

## 《松代地域》

河川名 (調査地点)	類型	採水日 (年2回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
渋海川 (前島橋)	A 準用	6/16 9/2	7.0 (7.3)	0.9 (0.9)	11.5 (9.0)	<u>5,150</u> <u>(3,350)</u>
鰐石川 (筋平橋)	A 準用	" "	7.1 (7.2)	0.6 (0.8)	19.0 (9.0)	<u>5,300</u> <u>(4,550)</u>

## 《松之山地域》

河川名 (調査地点)	類型	採水日 (年2回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
渋海川 (西之前橋)	A 準用	6/16 9/2	7.4 (7.4)	1.1 (0.9)	7.5 (8.5)	<u>2,400</u> <u>(3,400)</u>
越道川 (旧松口橋)	A 準用	" "	7.6 (7.5)	1.0 (1.0)	5.5 (14.5)	<u>5,700</u> <u>(4,100)</u>

＜調査項目の解説＞ ※環境基準値は、市の努力目標である。

### 環境基準値

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準の値。

### A類型

中小河川には水質の環境基準は適用されませんが、当市では指標としてA類型を準用しています。A類型とは、環境基本法に定める生活環境の保全に関する環境基準の河川の類型で、利用目的の適応性は、水道2級、水産1級以下に該当します。

### pH(水素イオン濃度)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示すものです。中性は「7」。これより数値が高いとアルカリ性(最高 14)、数値が低いと酸性(最低0)です。

### BOD(生物化学的酸素要求量)

水中に溶け込んでいる有機物(汚染物質)がバクテリアによって分解されるときに必要な酸素量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

### SS(浮遊物質量)

水中に浮遊する物質の量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

### **大腸菌群数**

大腸菌は私たちの腸内にも生息するもので、それ自体は有害なものではありませんが、大腸菌が多数存在する場合は、排泄物が混入し、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性があります。

表2-10 信濃川(十日町橋)の水質経年変化

(単位:mg/ℓ)

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
DO	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
SS	11	70	21	9	74	99	7	28	24	13
BOD	1.4	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	1.1	0.9	0.9	0.9

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
DO	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
SS	13	12	51	14	11	13	12	21	11	15
BOD	1.0	1.0	0.8	1.2	1.0	1.6	0.9	1.0	1.3	1.0

※類型指定はA類型(基準値は7.5mg/ℓ以上)、新潟県「公共用水域及び地下水の水質測定結果」より

※H26は10月以降発表予定

## &lt;調査項目の解説&gt;

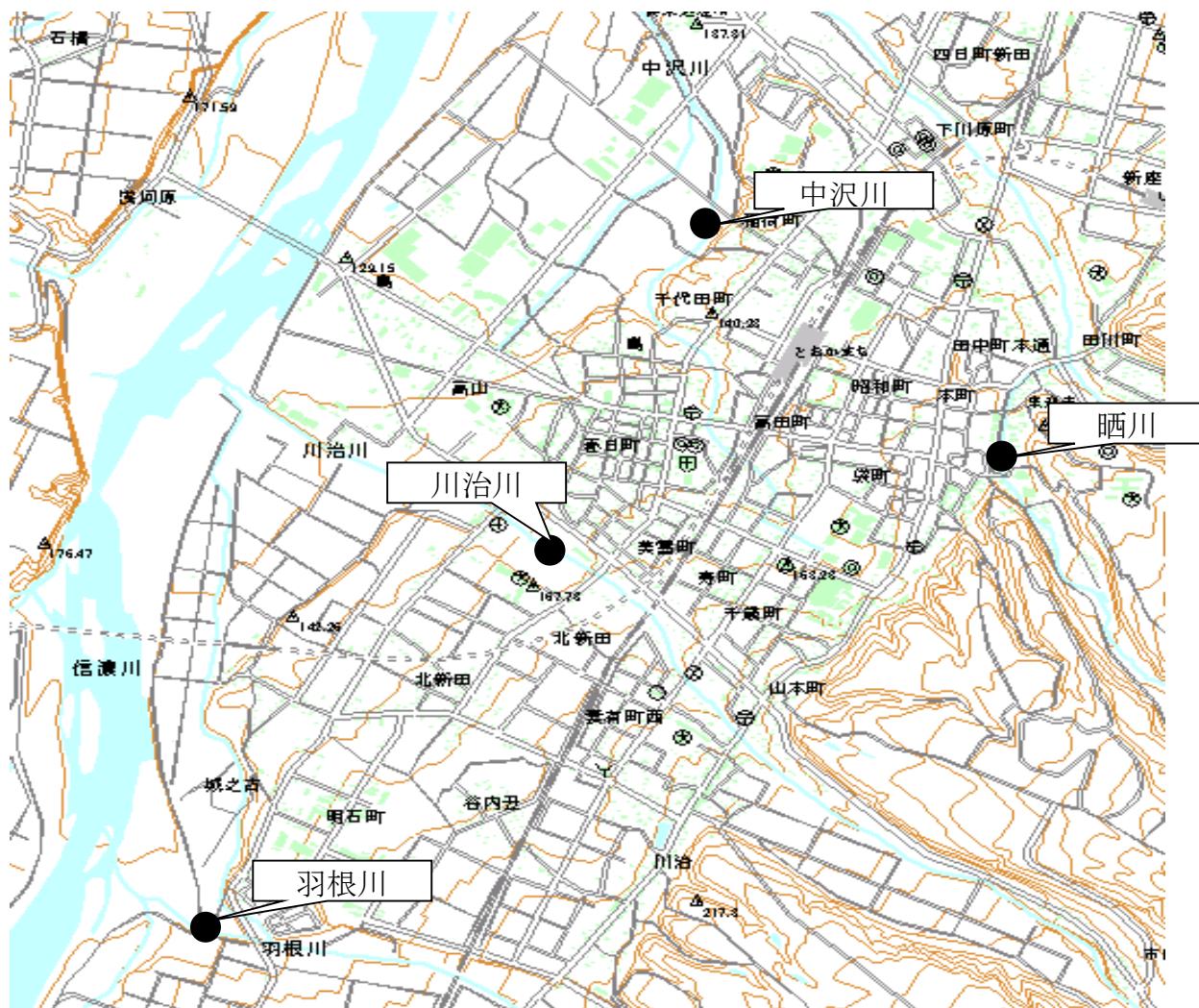
## DO(溶存酸素量)

水に溶けている酸素のことをいい、一般に数値が小さいほど水質がよくないになります。鯉などは2mg/ℓ～3mg/ℓでも生息できますが、普通の魚の生息には5mg/ℓが必要です。

## 中小河川採水箇所

## 《十日町地域》

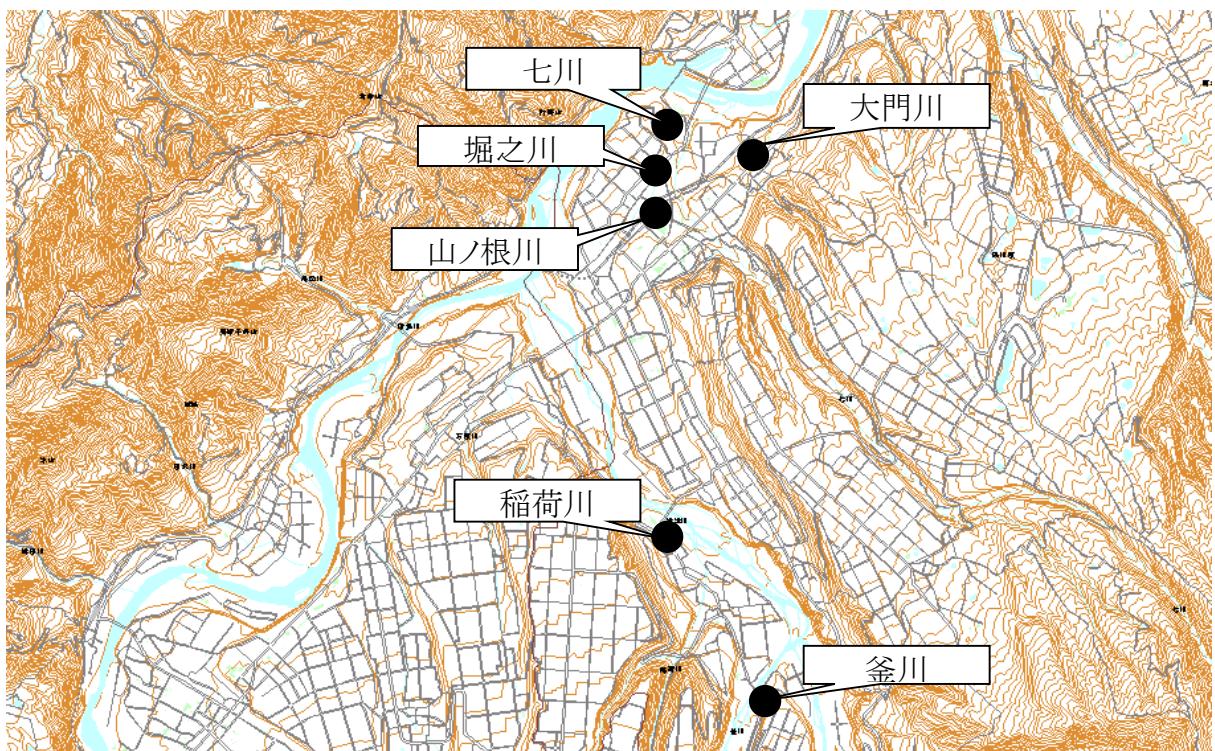




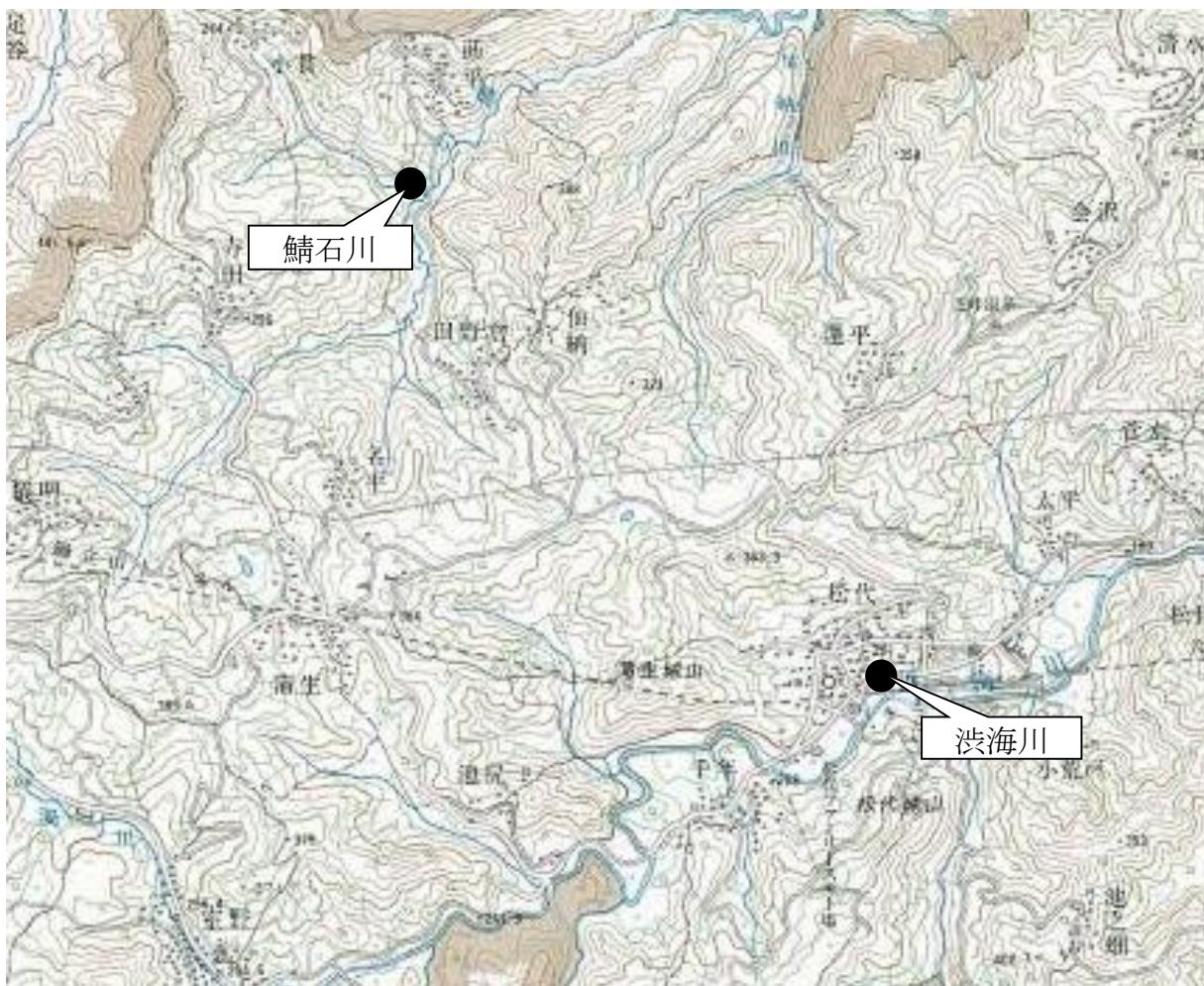
《川西地域》



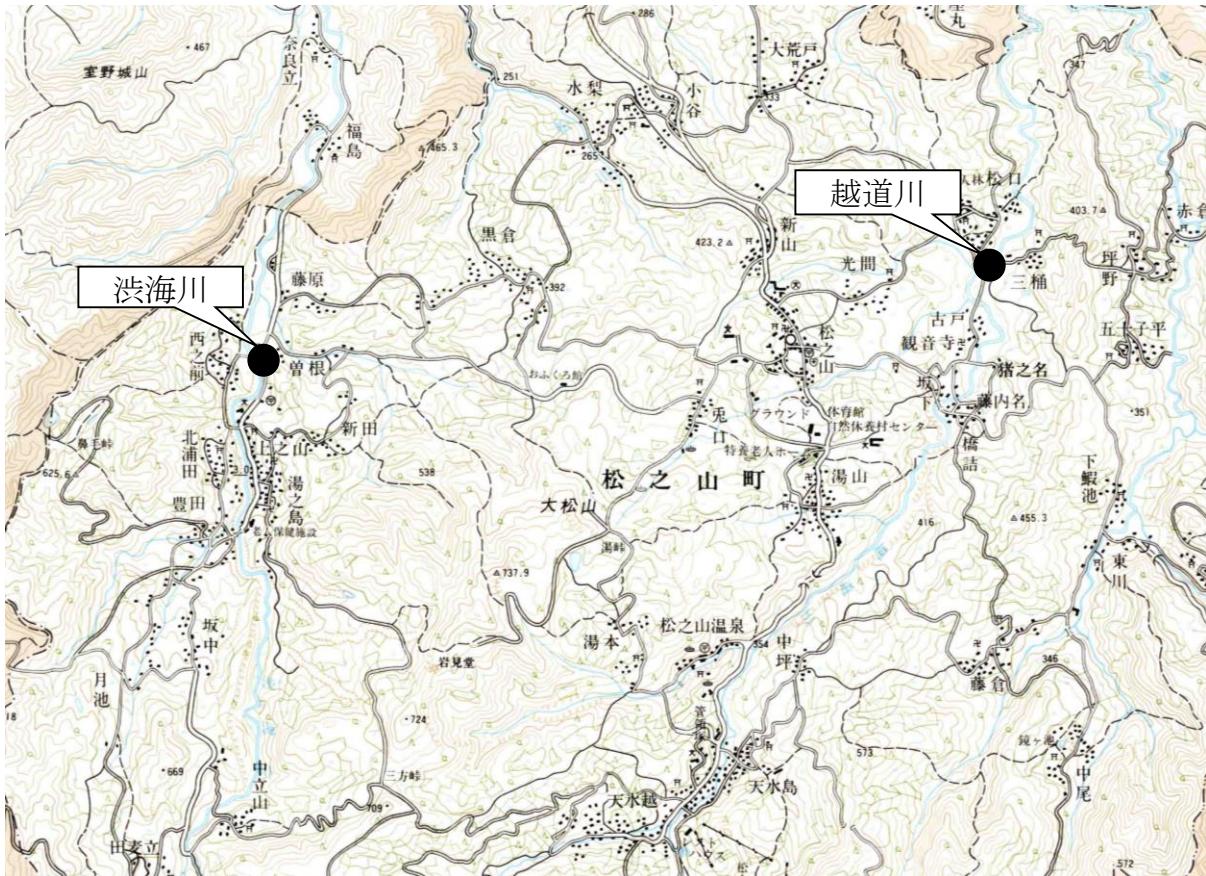
《中里地域》



《松代地域》



## 《松之山地域》



### イ 生活排水(下水道)

当市は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業をそれぞれの地域に合わせて実施することによって汚水処理を推進しています。

なお、当市の平成 26 年度末の汚水処理人口普及率は 93.7%で、全国(88.9% H25 年度末)、県(85.5% H26 年度末)平均より大きく上回っています。(※普及率の全国平均は毎年 9 月末頃に発表になるため、平成 25 年度の数値を使用しております。)

表2-11 平成 26 年度末の汚水処理人口普及率 (単位:%)

	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	計
十日町地域	99.9	100.0	35.0	95.9
川西地域	100.0	100.0	72.2	98.7
中里地域	100.0	—	47.8	91.5
松代地域	100.0	100.0	37.6	72.4
松之山地域	100.0	—	51.7	76.0
十日町市	99.9	100.0	42.3	93.7

※各処理計画区域内の普及率、計は全体。上下水道局調べ

## ウ 生活排水(し尿)

し尿は、十日町・川西・松代地域は十日町市し尿前処理センター、中里・松之山地域は津南地域衛生施設組合し尿処理場で処理しています。

下水道の普及が進んでいるため、し尿処理量は年々減少しています。

表2-12 し尿処理

(単位:kℓ)

内訳・地域		H22	H23	H24	H25	H26
し 尿	十 日 町	3,199	3,009	2,758	2,539	2,254
	川 西	268	254	222	230	200
	中 里	917	843	792	795	709
	松 代	553	535	531	502	505
	松 之 山	413	379	338	320	298
	計	5,350	5,020	4,641	4,386	3,966
淨化槽汚泥	十 日 町	4,414	4,319	4,163	4,600	4,954
	川 西	2,017	1,985	1,980	1,956	2,002
	中 里	704	704	712	810	744
	松 代	1,113	1,137	1,160	1,116	1,178
	松 之 山	1,046	934	921	941	881
	計	9,294	9,079	8,936	9,423	9,759

## エ 川西有機センターの排水

表2-13 川西有機センター排水水質測定結果

採水日	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)
水質汚濁防止法による一般排水基準	5.8~8.6	160 以下	200 以下	3,000 以下	120 以下
9/18	6.1	28	13	1,300	1.9
平成25年度(9/19)	5.2	150	51	530	5.6
〃 (10/30)	6.6	2.8	3	270	3.5

#### (4)騒音・振動

##### ア 環境騒音調査

毎年、環境騒音(住宅地中心)及び自動車騒音(道路に面した地域)の測定を行っており、アンダーラインは環境基準値を超えたものです。平成 26 年度 は、10 月 29 日・30 日の 24 時間(環境騒音)、11 月 5 日・6 日の 24 時間(自動車騒音)で測定しました。

環境騒音では前年度と同じような結果となりました。自動車騒音では国道 117 号線に面した地域が夜間、中間とも環境基準を大きく超過しています。

なお、振動についての測定は行っていません。(カッコ内は前年度の数値)

**表2-14 平成 26 年度の環境騒音及び自動車騒音測定結果** (単位:デシベル)

地域の類型		調査地点	昼間	夜間	主な発生源
一般地域	A	南新田3丁目	46(46)	35(36)	自動車音、自然音
		西本町2丁目	48(51)	40(42)	自動車音、自然音
	B	四日町第2	57(63)	46(54)	自動車音、自然音
		川治下町第2	50(53)	46(47)	自動車音、自然音
	C	田中町本通り	47(54)	44(43)	自動車音、自然音
		高田町6丁目	54(52)	42(42)	自動車音、自然音
道路に面する地域	A	2車線	西本町2丁目	63(65)	自動車音
	B	2車線	寿町3丁目	65(68)	自動車音
		2車線	稻荷町4丁目	66(67)	自動車音
	C	2車線	本町1丁目上	73(71)	自動車音
		2車線	本町4丁目	71(67)	自動車音

<環境基準値> 一般地域(道路に面する地域以外の地域) (単位:デシベル)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

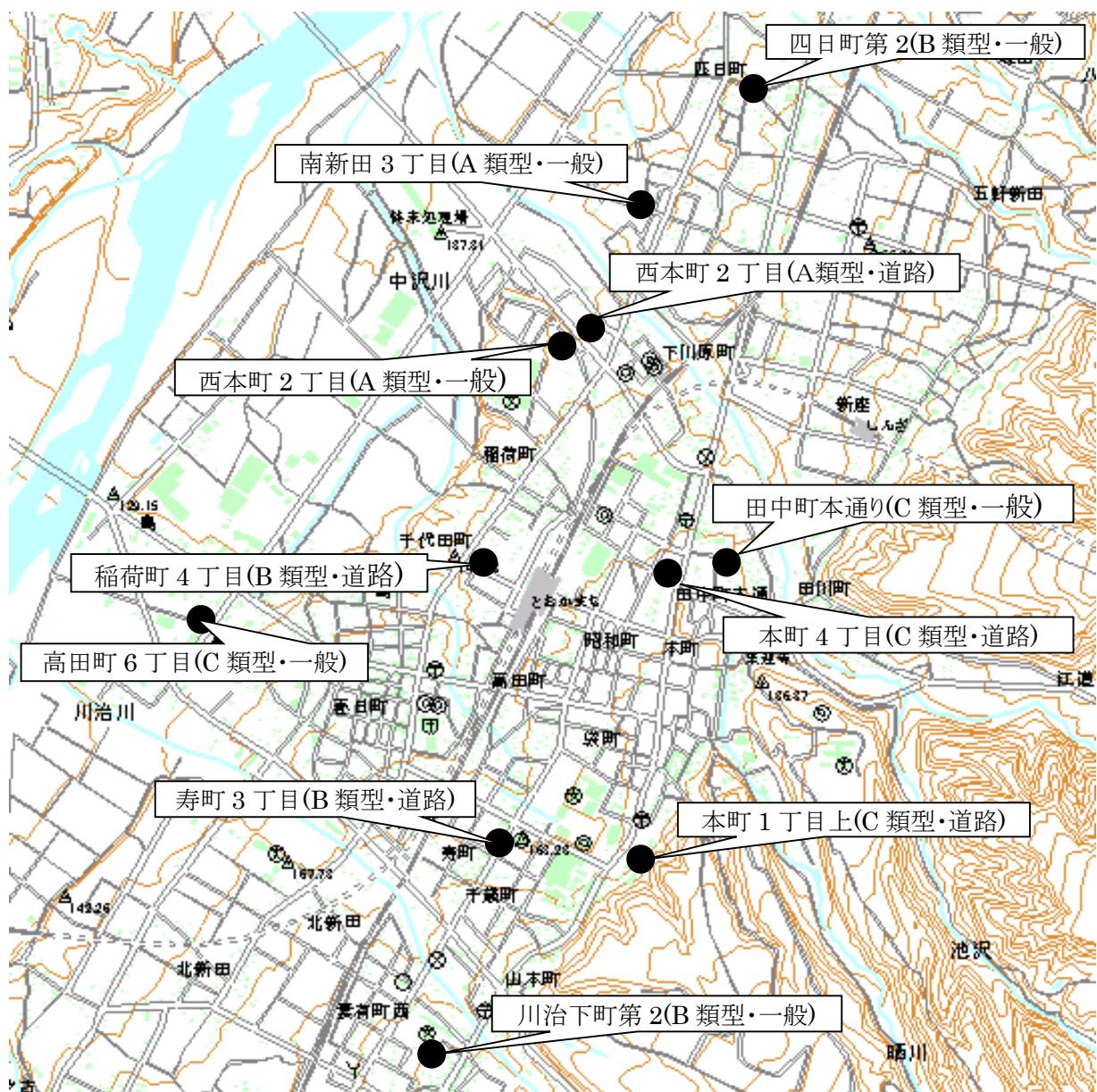
<環境基準値> 道路に面する地域 (単位:デシベル)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 2車線以上	60 以下	55 以下
B 2車線以上 C 1車線以上	65 以下	60 以下

※目安として、50 デシベルは静かな事務所、60 デシベルは普通の会話、70 デシベルはデパートの中くらいの音となります。

## 環境騒音・自動車騒音測定箇所

「一般」は一般地域、「道路」は道路に面する地域



(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時まで、夜間を午後10時から翌日の午前6時までとする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 Aを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 6 「車線」とは、1縦列の自動車が安全に円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 7 計測方法及び数値は等価騒音レベル (Leq) とする。

## イ 特定施設と特定建設作業の届出

騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)で指定された地域内(十日町・川西地域の中心部)で、政令及び県条例で定める特定の施設を設置する場合、又は建設作業を行う場合には、届出が必要です。

### A 騒音・振動に関する特定施設数

表2-15 騒音・振動に関する特定施設数  
(平成27年3月31日現在)

施設の種類	騒音規制法	振動規制法	県条例(音)	県条例(振)
金属加工機械	5	1	142	0
空気圧縮機	96	23	38	14
土砂破碎機	1	0	0	0
織機	327	287	70	0
建設用資材製造機	2	0	0	0
木材加工機械	52	0	186	0
印刷機械	6	1	0	0
射出成型機	6	5	0	0
バーナー	0	0	56	0
電気炉	0	0	5	0
遠心分離機	0	0	43	3
スチームクリーナー	0	0	17	0
ポンプ	0	0	57	48
集塵機	0	0	22	0
冷凍機	0	0	29	0
クーリングタワー	0	0	25	0
ディーゼルエンジン等	0	0	0	2
計	495	317	690	67

### B 特定建設作業届出数

表2-16 特定建設作業届出数

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
騒音規制法	1	1	2	3	9
振動規制法	2	1	2	1	3
県条例(騒音)	-	-	-	-	-
県条例(振動)	-	-	-	-	-
計	3	2	4	4	12



## (5) 悪臭

悪臭防止法及び県条例で指定された地域内(十日町・中里地域の中心部及び川西地域の東部地域)では、すべての事業所が規制対象になります。悪臭は、野焼きなど生活に関連するものや豚糞、きのこの廃菌床などの農業系、塗装業などの事業系のものなど様々なうえに、感覚の個人差もあって、苦情対応を難しくしています。

### ア 養豚舎の排水・臭気

十日町及び川西地域では、養豚場からの悪臭が 20 年以上にわたって問題となっていました。特に、川西地域の3養豚場は規制区域内にあり、養豚場の排水・臭気を毎年測定し、継続監視をしています。測定日は、水質が平成 26 年9月 18 日、臭気の第1回が7月 17 日、臭気の第2回が8月 28 日です。

また、平成 26 年度から規制区域外ですが、十日町地域の2養豚場の臭気も測定することになりました。測定日は、川西地域と同日です。

表2-17 排水・臭気測定結果(川西地域)

	調査項目	基準値・単位	千手	上野	橋		
水質 (排水路)	水温	℃	19.2 (18.0)	14.2 (14.7)	19.5 (18.8)		
	pH	5.8 以上～8.6 以下	6.5 (7.2)	7.2 (7.3)	8.1 (7.4)		
	BOD	120 mg/ℓ以下	4.4 (0.7)	22 (7.1)	61 (4.0)		
	COD	160 mg/ℓ以下	7.7 (2.6)	21 (14.0)	90 (7.3)		
	SS	120 mg/ℓ以下	8 (1未満)	64 (11.0)	84 (5.0)		
	大腸菌群数	3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下	7 (44)	79 (140)	2,000 (290)		
	透視度	Cm	30 以上	—	13 —	5 —	
臭気 (第1回)	天候	—	曇 (曇)	曇 (曇)	曇 (曇)		
	気温	℃	26.5 (28.0)	26.7 (28.5)	28.3 (29.5)		
	相対湿度	%	77 (80)	84 (80)	80 (75)		
	風向き	—	北西 (静穏)	北 (静穏)	北東 (東)		
	風速	m/s	1.4 (静穏)	2.5 (静穏)	1未満 (1)		
	臭気指数	10 未満(第1種区域)	11 (14)	10 未満 (15)	10 未満 (16)		
臭気 (第2回)	天候	—	曇 (晴)	曇 (晴)	曇 (晴)		
	気温	℃	24.9 (20.0)	24.3 (20.2)	24.4 (18.9)		
	相対湿度	%	77 (74)	82 (81)	79 (83)		
	風向き	—	北西 (北)	北東 (静穏)	北 (北東)		
	風速	m/s	1未満 (1)	1未満 (静穏)	1未満 (1.5)		
	臭気指数	10 未満(第1種区域)	10 未満 (10 未満)	10 未満 (14)	10 未満 (10 未満)		

※ 排水基準は信濃川水域の畜産農業に係る基準、臭気の測定は風下側敷地境界。

※ ( )は、前年度の数値

## (十日町地域)

調査項目	基準値・単位	水沢		下条	
		第1回	第2回	第1回	第2回
天候	—	曇(晴)	曇(晴)	曇(晴)	曇(晴)
気温	℃	30.1(29.8)	25.9(22.9)	25.7(29.9)	25.7(22.5)
相対湿度	%	76(64)	73(67)	87(65)	77(73)
風向き	—	北西(南)	南東(北)	北西(西)	西(南西)
風速	m/s	1未満(2)	1未満(1)	1.6(1)	1.7(1)
臭気指数	規制区域外	10未満(13)	10未満(10未満)	10未満(15)	10未満(10未満)

※ なお、十日町地域での臭気指数の指導支援目標としては10を採用しているが、環境省の示した養豚業の臭気指数と臭気強度の関係を十日町地域に当てはめてみると12(第1種区域)／15(第2種区域)／18(第3種区域)となります。

## イ 川西有機センターの臭気

調査項目	基準値・単位	H26 第1回 (H26.7.17)	H26 第2回 (H26.8.28)	H25 第1回 (H25.9.3)	H25 第2回 (H25.10.21)
天候	—	曇	曇	晴	晴
気温	℃	26.3	26.0	30.0	19.3
相対湿度	%	83	68	66	74
風向き	—	北東	北西	北	静穏
風速	m/s	1.2	1未満	1	静穏
臭気指数	12未満(第2種区域)	12	10未満	16	11

## (6) 放射性物質(放射能)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が津波被害を受け、それにより放出された放射性物質(放射能)が東日本を中心に拡散し、各地の大気や土壤から観測されるようになりました。

十日町市では、平成23年7月から市内の公共施設や小中学校などで定期的に空間放射線量を測定しています。平成26年度も測定を行いましたが、いずれの場所も国際放射線防護委員会(ICRP)の年間被ばく限度量(1mSv)の時間換算値(0.19  $\mu$  Sv/h)を下回る値であり、通常の範囲内となっています。

一方、焼却施設の焼却灰(飛灰)から、100Bq/kg(放射性セシウムのクリアランスレベル)を超える放射性物質が検出されることがあり、該当する焼却灰は全量県外の処分場に搬出し、処理を委託しています。

※クリアランスレベル：放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるもの。

**表2-18 放射性物質測定結果**

エコクリーンセンター（ごみ焼却場）

試料採取日	測定対象	測定結果
平成27年2月24日	飛灰	検出しない
	主灰	検出しない

霧谷管理型処分場（最終処分場）

試料採取日	測定対象	測定結果
平成26年11月25日	放流水	検出しない

**(7)公害苦情件数**

近年の公害苦情の特徴として、野焼きによる大気汚染、油流出事故による水質汚濁、山野や河川への不法投棄が大半を占めています。

**表2-19 年度別公害苦情件数**

年 度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
件 数	98 件	60 件	46 件	77 件	68 件

**表2-20 平成26年度の公害苦情件数**

都市計画用途区分	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	悪臭	不法投棄	その他	計
住居地域	3 (2)	4 (8) (-)	- (-)	(1)	- (-)	- (-)	- (1)	4 (-)	11 (12)
近隣商業地域	- (-)	- (-)	- (-)	(1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)
商業地域	- (1)	2 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)	- (-)	2 (-)	4 (3)
準工業地域	1 (3)	7 (2)	- (-)	2 (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (-)	12 (6)
工業地域	- (-)	- (2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (2)
その他の地域	9 (10)	10 (12)	- (-)	1 (2)	- (-)	2 (7)	12 (9)	3 (-)	37 (40)
都市計画区域外	- (2)	2 (6)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)	1 (4)	1 (-)	4 (13)
計	13 (18)	25 (31)	- (-)	3 (4)	1 (1)	2 (9)	13 (14)	11 (-)	68 (77)

※( )は、前年度の数値

### 3 廃棄物の現状

#### (1) 廃棄物処理施設

##### ア ごみ焼却施設

ごみ焼却処理は、十日町・川西・松代地域の一般廃棄物は十日町市高田町6丁目地内にあるエコクリーンセンターで、中里・松之山地域の一般廃棄物は津南町下船渡地内にある津南地域衛生施設組合ごみ処理場で行っています。

処理能力はエコクリーンセンターが 90t/16h、津南地域衛生施設組合ごみ処理場が 36t/日です。

エコクリーンセンターでは、平成 25 年度から4年間の計画で大規模改修工事を行っています。この工事は、既存の建屋を有効利用しつつ、2炉の焼却炉入れ替えなどにより、施設の延命化と CO<sub>2</sub>削減などの省エネ化を行うものです。

##### イ 最終処分施設

埋立てごみ処理は、十日町・川西・松代地域のごみは十日町市霧谷地内にある管理型処分場で、中里・松之山地域のごみは津南町上郷地内にある管理型処分場で行っています。

残余年数は霧谷が6年、上郷が 17 年となっています。

##### ウ し尿処理施設

し尿処理は、十日町・川西・松代地域のし尿は十日町市西本町3丁目地内にあるし尿前処理センターで、中里・松之山地域のし尿は津南町下船渡地内にある津南地域衛生施設組合し尿処理場で行っています。

処理能力は、し尿前処理センターが 49 kℓ/日、し尿処理場が 65 kℓ/日です。

#### (2) ごみの排出量

ごみの排出量は横ばい傾向にあり、リサイクル率の向上を目指しています。

表2-21 ごみ排出量とリサイクル率（十日町・川西・松代地域分）

（単位：トン）

燃 や す ご み	埋 立 て ご み	紙 類	資 源 物						排 出 量 計	リ サ イ ク ル (新 潟 県) 率	
			鉄 ・ アル ミ 類	白 色 ト レ ー ル	ペ ツ ト ボ ト ル	塑 料 チ ック	ガ ラ ス び ん	廃 食 用 油 み			
H22 年度	12,748	977	2,643	373	168	203	430	457	4,274	17,999	23.7% (22.9%)
H23 年度	13,303	942	2,432	403	166	203	433	462	4,099	18,344	22.3% (22.7%)
H24 年度	13,375	945	2,260	357	167	210	407	425	3,826	18,146	21.1% (23.0%)
H25 年度	13,386	928	2,323	339	163	207	426	447	3,905	18,219	21.4% (23.2%)
H26 年度	12,999	816	2,179	294	162	200	391	414	3,640	17,455	20.9%

表2-22 ごみ排出量とリサイクル率（中里・松之山地域分）

(単位:トン)

燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資源物						排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率	
		鉄 ・ アル ミ 類	空 き ビ ン	空 き 缶	古 紙	ト ペ ッ ト ボ トル	計			
H22 年度	2,246	79	113	108	45	281	17	564	2,890	19.5%
H23 年度	2,430	54	147	100	41	273	19	580	3,064	18.9%
H24 年度	2,289	35	97	99	41	263	16	516	2,840	18.2%
H25 年度	2,223	45	72	81	38	252	17	460	2,728	16.9%
H26 年度	2,148	49	72	69	37	232	20	430	2,627	16.4%

### (3) 資源ごみの分別収集

ごみの減量と再資源化を促進するために、十日町・川西地域では平成7年度から資源ごみの分別収集を実施しています。

平成7年度から「鉄・アルミ類、紙類(新聞紙・段ボール・雑誌・チラシ)」を、平成9年から「牛乳パック」を、平成12年度からは「ペットボトル・白色トレー・カップ麺容器」をそれぞれ収集しています。また、平成13年度から「ガラスびん」と「プラスチック類」の分別収集を開始し、紙類の分別収集品目を拡大しました。

現在は、十日町・川西・松代地域では、16 分別(①新聞紙 ②ダンボール ③牛乳・ジュースパック ④チラシ ⑤雑誌・その他の用紙類 ⑥紙箱 ⑦鉄・アルミ ⑧ペットボトル ⑨白色トレー・カップ麺容器 ⑩プラスチック類 ⑪無色のガラスびん ⑫茶色のガラスびん ⑬その他の色のガラスびん ⑭燃やすごみ ⑮埋立てごみ ⑯使用済乾電池類)となっています。

また、中里・松之山地域では、17 分別(①燃えるごみ ②埋立てごみ ③燃える粗大ごみ ④ペットボトル ⑤白色トレー ⑥新聞・チラシ ⑦ダンボール ⑧雑誌類 ⑨その他の紙 ⑩空き缶 ⑪金属ごみ ⑫ 無色ビン ⑬茶色ビン ⑭その他のビン ⑮使用済乾電池 ⑯パソコン ⑰バッテリー )となっています。

### (4) ごみ処理手数料

当市では、ごみの減量と最終処分場の延命化を図るために、平成13年7月1日から燃やすごみ・埋立てごみの指定袋による有料化と、自己搬入ごみの価格改定を行いました。

中里・松之山地域は、津南町地域衛生施設組合が事業を行っており、自己搬入ごみのみ有料となっています。

表2-23 燃やすごみ・埋立てごみ、自己搬入ごみ処理手数料(十日町・川西・松代地域)

指定袋		平成19年4月1日以降(最新版)	
大	50リットル	10枚 500円(1枚50円) ※消費税別途	
中	30リットル	10枚 300円(1枚30円) ※消費税別途	
小	15リットル	10枚 150円(1枚15円) ※消費税別途	
極小	5リットル	10枚 100円(1枚10円) ※消費税別途 (平成21年6月1日使用開始)	
自己搬入燃やすごみ		燃やすごみ・埋立てごみの区分ごとに •50kgまで350円 (平成19年4月1日改正) •50kg超は10kgごとに70円加算 ※搬入はエコクリーンセンター	
自己搬入埋立てごみ			

表2-24 燃やすごみ・埋立てごみ・資源ごみの自己搬入ごみ処理手数料

(中里・松之山地域)

自己搬入ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>•100kgまで310円</li> <li>•100kg超は100kgごとに310円加算</li> </ul> ※搬入は津南地域衛生施設組合ごみ処理場
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (5) 古着回収事業

平成26年10月から古着の回収を資源物ストックヤードで開始しました。

一般家庭から出される再利用可能な衣類を回収し、海外など需要のある地域で活用することにより、ごみの減量化及び資源化を図るものであります。

毎月1回(第3日曜日)と環境フェアの計7回で2.44tの古着が回収されました。

# 第3章 環境保全のための施策等

## 1 総合的施策

### (1)十日町市住みよい環境づくり条例

当市では、現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の基盤である、緑豊かで潤いと安らぎのある環境の維持及び向上を図るため、十日町市住みよい環境づくり条例を制定しています。

これは、平成 17 年 4 月 1 日の合併を機に、旧十日町市の環境基本条例を見直し、新規に制定したものです。

### (2)十日町市環境基本計画

十日町市環境基本計画は、上記条例第7条の規定に基づいて、市全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を示すものです。

当計画が目指す環境像は、「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」で、計画期間は平成 19 年度から 27 年度までですが、平成 24 年度に改訂を行いました。

また、(1)人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり、(2)安心して暮らせる生活環境づくり、(3)心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり、(4)環境に負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり、(5)一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくりを目標とし、行政・市民・事業者が協働して取り組んでいくこととしています。

### (3)十日町市住みよい環境づくり審議会

十日町市住みよい環境づくり条例第 22 条に基づき、市長の諮問に応じて、環境保全に関する事項について調査審議する機関として、十日町市住みよい環境づくり審議会を設置しています。

委員の任期は3年で、分野ごとに 17 人の委員が選出されています。

### (4)十日町市民環境会議

十日町市環境基本計画に基づく環境保全活動を推進する目的で、平成 20 年 8 月に十日町市民環境会議が設立されました。

市が直面する環境課題に市民、団体、事業者、行政が協働で取り組むもので、9個人、7団体、28 事業所が参加して、4つの部会(自然環境保全部会、バイオマス利活用部会、地球温暖化対策部会、ごみ減量・レジ袋削減部会)に分かれて日常的な環境保全活動に取り組んでいます。

### (5)十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員

十日町市環境衛生推進協議会は、住民自らの手による公衆衛生の実践活動、啓発活動を通じて、地域住民の健康保持増進と生活環境の健全化を推進し、住みよい郷土を作るために組織された会です。旧市町村単位の分会活動を、運営委員が中心となり展開しています。

また、環境衛生推進員(各町内1人委嘱)が中心となって、クリーンステーションの管理や町内清掃などの環境衛生、美化活動を行っています。

### (6)十日町市バイオマスタウン構想

この構想は、環境を重視した循環型社会の形成を推進するため、当市に豊富にあるきのこ廃菌床、家畜排せつ物、林地残材、食品廃棄物など動植物に由来する廃棄物をバイオマスエネルギーとして利活用する方策を定めたものであり、平成 21 年 2 月 27 日に公表されました。この構想に基づき、バイオマスの利活用の促進を図っています。

表3-1 利用実績

(単位:トン)

事業主体	バイオマスの種類	H25 年度	H26 年度	変換処理方法	H25 年度	H26 年度
高木沢企業(株)	間伐材等	1,130	990	ペレット	750	712
(株)ミートコンパニオン	浮上油脂	131	119	温水	6,690	7,915
	純粹油	34	27			
(株)前田商会	廃食用油	17.5	16.9	BDF	15.8	15.7

**(7)十日町市地球温暖化対策地域推進計画**

平成 21 年 3 月に策定した「十日町市地球温暖化対策地域推進計画」の実現を目指し、以下の事業に取り組みました。

表3-2 地球温暖化対策事業実績

事業名	事業内容	金額(円)	備考
緑のカーテン コンテスト	地球温暖化防止や環境美化(景観)意識の高揚を図ることを目的に、強い日差しをさえぎるつる科植物の植栽をコンテスト形式で審査 参加者:個人及び団体 36 組	74,000	コンテスト賞品 (商品券、図書券) 入賞者賞状
十日町市エコ ドライブ講習会	CO2 削減に効果があるエコドライブを普及させるため講習会を開催 参加者:市内事業所及び市職員 17 人	120,000	エコドライブ講習委託 (株)新潟中央自動車学校

**(8)太陽光発電システムの普及**

自然エネルギーである太陽光を使う太陽光発電は、石油などの化石燃料の消費を減らし、二酸化炭素の発生を抑えることができます。市は、平成 22 年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を設け、太陽光発電の普及促進を図っています。

表3-3 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績

年度	補助件数(件)	補助金額(円)	補助率
H25 年度	18	13,774,000	1kw当たり 20 万円 限度額 80 万円 ※H24~26 年度に限る
H26 年度	17	13,210,000	

**(9)エコポイント事業**

平成 22 年 7 月から、エコ活動に楽しく参加できる十日町市エコポイント事業を開始しました。エコポイントは、スーパー等でレジ袋を断る(1P)、使用済み天ぷら油を回収場所に出す(2~3P)、職場でノーマイカーデーに取り組む(3P)、環境学習やボランティア活動に参加する(5P)などで付与されます。

エコポイントカード(1 枚 20P)は、集めた枚数に応じてトイレットペーパーやバイオマスプラスチック製ごみ袋などのエコ商品と交換できます。

**表3-4 十日町エコポイント事業実績(カッコ内は前年度の数値)**

交換商品名 (カードの必要枚数)	延べ利用人数	延べ交換枚数	備 考(交換品の内容)
トイレットペーパー(1)	5,562(5,338)	13,516(11,920)	トイレットペーパー2個入り
バイオマス プラスチック製ごみ袋(3)	13,859(12,057)	64,719(55,113)	大6枚、中8枚、小12枚 いずれか1袋
ペレット燃料(5)	30(29)	452(320)	10kg入り1袋
温泉入浴券(利用施設の 料金に応じた枚数)	2,624(3,025)	15,604(15,714)	カード1枚 100円換算
廃油せっけん(1)	104(92)	198(163)	固形1個または粉末1袋
再利用封筒(1)	24(42)	39(56)	長型3号または4号 10枚入り
アクリルたわし(2)	32(33)	86(64)	5個入り
計	22,235(20,616)	94,614(83,350)	

#### (10) 環境保全協定

企業の操業に伴う公害を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、十日町市住みよい環境づくり条例第19条に基づき、環境保全協定(公害防止協定)を締結しています。締結事業所数は、12事業所となっています。

**表3-5 協定締結事業所数**

業 種	事業所数(十日町地域)	事業所数(川西地域)	計
建設			
ゴム・皮革	2		2
産業廃棄物処理・処分場	6	1	7
ゴルフ場	2		2
その他(有機センター)		1	1
計	10	2	12

※中里・松代・松之山地域はありません。

#### (11) 新潟県環境保全資金貸付制度

旧十日町市では、公害防止施設等改善資金貸付事業を行ってきましたが17年度に廃止し、県の融資制度の利用を勧めています。

この制度は、中小事業者が公害を除去し、または防止するための施設改善もしくは工場、事業場の移転に必要な資金を低利で貸し付けるもので、工場、事業場における公害対策を促進することにより、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としています。

アスベストの除去や省エネ施設の設置、低公害車の導入などにも利用できます。

## 2 環境美化

### (1)環境美化運動

十日町地域では、平成9年度から毎年4月 29 日の「昭和の日」に、十日町クリーン作戦を実施しています。

市内のさまざまな団体(約 30 団体)の協力を得ながら、信濃川河川敷をメイン会場として、800 人規模での大清掃を行っています。また、同日、多くの地域でも清掃活動を行っています。

表3-6 クリーン作戦でのごみの回収（十日町地域）

(単位:人、kg)

年度	参加人数	燃やすごみ	埋立てごみ	資源物	回収量計
H22 年度	1,000	720	790	200	1,710
H23 年度	1,100	1,630	570	300	2,500
H24 年度	1,200	1,330	1,430	350	3,110
H25 年度	1,200	1,400	600	1,000	3,000
H26 年度	1,250	1,490	400	260	2,150

表3-7 他地域の環境美化運動

(単位:人、kg)

地域	実施日	実施場所	参 加 団 体	参加人員	回収量
川 西	5月3日ほか	国道 252 号ほか	環境衛生推進員ほか	120	410
中 里	4月27日ほか	中里地域一円	中里地域住民(春・秋の2回)	2,095	2,445
松 代	4月29日ほか	国道 253 号ほか	老人クラブほか	951	595
松之山	4月27日ほか	国道 353 号ほか	松之山地域住民、青年団	1,117	690

### (2)環境パトロール

当市は、十日町市環境衛生推進協議会と共同で、環境パトロールを年2～3回行っています。

これは、河川や過去に不法投棄があつた箇所、パーキングエリアなどをパトロールして、不法投棄の発見、看板の設置やごみの回収などを行っているものです。

また、希望者には、ごみの不法投棄禁止看板やポイ捨て禁止看板を配布しています。

### (3)ごみ集積庫設置補助事業

当市では、クリーンステーションにごみ集積庫を設置する町内に対し、事業費の補助を行っています。平成 23 年度までは、新規も更新も補助額の上限は7万円でしたが、平成 24 年度から新規は上限7万円、更新は上限5万円となりました。

表3-8 過去5年間のごみ集積庫補助実績

(単位:基、円)

年 度	設置町内数	設置基数	事業費	補助金
H22 年度	22	22	4,485,768	1,540,000
H23 年度	16	16	2,959,895	1,115,000
H24 年度	新規	8	1,740,727	528,000
	更新	9	1,757,900	450,000
H25 年度	新規	5	1,073,500	350,000
	更新	8	1,328,919	390,000
H26 年度	新規	3	707,926	209,000
	更新	7	1,852,161	350,000

#### (4) 消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業

十日町地域においては、環境の美化と衛生保持の観点から、毎年5~10月に噴霧消毒用の機械(三兼機)4台の貸し出しを、無償で行っています(薬剤、燃料は借主負担)。

平成 26 年度は延べ台数で 18 台の利用がありました。また、側溝蓋上げ機(2台)の貸し出しも無償で行っています。

川西地域においても、煙霧消毒機(四兼機)6台を町内に貸し出ししています。平成 26 年度は4町内の利用がありました。

### 3 ごみ減量とりサイクル

#### (1) 生ごみ処理容器購入費補助事業

当市では、ごみの減量化を図るため、十日町市に住所を有する者を対象として、生ごみ処理容器を購入する場合の補助制度を設けています。対象とする処理容器は、コンポスト型、密閉式、電動式、その他の処理容器の4種類です。

表3-9 補助金の概要

区 分	補助率	限度額	主な種類
購入価格が1万円以下の場合	2分の1	3,000 円	・コンポスト ・密閉式
購入価格が1万円を超える場合	3分の1	30,000 円	・電動式

表3-10 補助金交付実績

(単位:円)

年 度	コンポスト等		電 動 式	
	個 数	補助金額	個 数	補助金額
H22 年度	13	36,600	8	157,800
H23 年度	30	82,100	11	262,100
H24 年度	27	57,600	6	141,400
H25 年度	16	36,500	7	137,600
H26 年度	14	33,500	5	122,500

## (2) 廃食用油回収事業

平成19年9月から、一般家庭で不用となった天ぷら油などの廃食用油を回収し、軽油の代替燃料となるBDF(バイオディーゼル燃料)に再利用する事業がスタートしました。

現在、市内 26 箇所のガソリンスタンドと12 箇所の公共施設で一般家庭の廃食用油の拠点回収が行われています。また、市内の小中学校や保育園の給食施設の廃食用油はBDF製造事業者が回収しています。

BDFは、軽油と比べ二酸化炭素や黒鉛の排出が少なく、酸性雨の原因とされる硫黄酸化物もほとんど発生しない身体と地球にやさしいリサイクル燃料です。

平成 26 年度の廃食用油の回収量は、一般家庭 7,498 リットル、給食施設 8,021 リットルでした。

また、市ではワゴン車1台、マイクロバス2台、ごみ収集運搬車1台で、BDF燃料 6,718 リットルを使用しました。

## (3) イベントごみの減量

イベントや祭りは楽しい反面、大量のごみが発生し、環境へ大きな負荷がかかります。

当市では、「イベントごみ減量マニュアル」を策定し、リユース食器の利用などの普及・啓発を図っています。

また、NPO法人なかまたちが、市内で開催される行事や祭りにおいて、リユース食器の利用や、マイ箸・マイお椀の持参などに取り組み、平成 26 年度はイベントで 41,690 個のリユース食器の貸出が行われました。

## (4) ペレットストーブの普及

ペレットとは、間伐材や流木など不要になった木材を細かく粉碎して、加熱圧縮形成した木質固体燃料のことと、体と環境にやさしいストーブ(ボイラー)燃料です。市内では民間企業1社が製造・販売しています。

市は、平成 20 年度からペレットストーブ購入費補助金制度を設け、CO<sub>2</sub>削減に向け導入を促進しています。

表3-11 補助金交付実績

年度	補助件数(件)	補助金額(円)	補助率
H22 年度	3	150,000	本体価格の 1/4 限度額5万円
H23 年度	20	1,000,000	"
H24 年度	26	3,740,000	本体価格の 1/2 限度額 15万円
H25 年度	41	5,917,000	"
H26 年度	44	6,600,000	"

※H24~26 年度に限り、補助率 1/2、限度額 15 万円となります。

公共施設にもペレットストーブ及びペレットボイラーの設置を進めていますが、平成 26 年度は設置がありませんでした。

表3-12 公共施設への設置実績

(単位:円)

年度	設置場所	事業内容	事業費	財源内訳	
				交付金・補助金	市費
H21 年度	市役所他8か所	ペレットストーブ 16 台	6,889,050	3,360,000	3,529,050
〃	西保育園	ペレットストーブ 1台	237,143		237,143
H22 年度	湯処よーへり	ペレットストーブ 2台	692,160		692,160
〃	ミオンなかさと	ペレットボイラー 2台	59,325,000	40,000,000	19,325,000
H24 年度	水沢保育園他5か所	ペレットストーブ 6台	2,116,360		2,116,360

(平成 21 年度の 16 台は地域バイオマス利活用交付金、西保育園の1台は妻有ショッピングセンター環境大賞 10 周年記念事業+市費で設置)

### (5) 生ごみの堆肥化

川西地域では、平成 17 年7月から各家庭、給食センター、保育園の生ごみや有機未利用資源(きのこ廃菌床、糀殻、発酵豚糞)を堆肥化し、堆肥散布や袋詰め堆肥にして販売しています。

これは、バイオマス利活用フロンティア整備事業(農林水産省の補助事業)を活用して建設された川西有機センター(委託先:川西有機センター管理組合)で行っているもので、センターの1日当たりの処理能力は 4.9t、年間堆肥生産量は 600tとなっていますが、年々生ごみ処理、堆肥生産量実績は増加し、施設能力を超える状況です。

表3-13 川西有機センター搬入・生産実績

(単位:t)

年度	搬 入 量				堆肥 生産量	堆肥販売量			
	生ごみ	きのこ 廃菌床	発酵豚糞	計		袋詰め	バラ堆肥	生産組織	計
H22 年度	437	868	798	2,103	702	77	116	481	674
H23 年度	439	847	847	2,133	650	71	87	508	666
H24 年度	409	952	763	2,124	718	67	143	541	751
H25 年度	432	1,090	849	2,371	676	70	115	425	610
H26 年度	439	1,172	812	2,423	713	63	101	489	653

## (6) 使用済み紙おむつ燃料化実験

超高齢社会の到来に向けた施策として、実現可能なものであるかを検討するため、平成 26 年度から「使用済み紙おむつの燃料化実験」に着手しました。

水分を大量に含んだ使用済み紙おむつの焼却は、焼却炉への負荷が大きく、傷みが危惧されるため、燃料化が可能になれば、焼却炉の延命が図られると同時に、ごみの減量化も期待できます。

今年度は、市内保育園を通じての使用済み紙おむつの回収、燃料化装置の安定性及び燃料化までの過程と状況の確認を行いました。

実施期間：6月3日から7月2日まで

実験場所：高城沢重機保管庫

実験経費：3,454 千円

実験装置：紙おむつ燃料化装置（SFD システム 「以下、SFD」）

処理日量 Max150 kg／日

W=3200 mm、D=2000 mm、H=2406 mm

脱臭装置：内蔵型／ブロア：内蔵型／排出装置：取付式

消費電力 220kwh／日

表3-14 紙おむつの回収量と燃料の製造量

（単位：kg）

回収期間（21 日間） 6/3～7/1	回収量等		製造量	
	紙おむつ 実回収量	SFD への 投入量	フラフ	ペレット
合 計	6,240	3,120	941	260
日平均	297	149	45	25～30

（注）ペレットはフラフの内数

## 4 環境保全啓発

### (1) 環境フェアの開催

環境保全の普及啓発に関する取り組みとして、環境への負荷の低減に取り組んでいる市内の事業所や十日町市民環境会議と共に 10 月 26 日、キナーレにおいて第 15 回十日町市環境フェアを開催しました。

例年実施している環境に優しい製品やリサイクル品の展示販売等に加え、エコポイント商品特設交換所の設置や小中学生によるごみ減量標語の掲示、古着回収など、新規の取組もありました。（来場者数約 3,000 人）

### (2) 環境講演会の開催

環境への意識を高めることを目的として、年1回環境講演会を開催しています。

第 14 回となる平成 26 年度は、株式会社エイズ代表取締役の木村幸弘氏を講師に迎え、5 月 20 日に十日町市情報館で開催、約 80 人が来場しました。「紙おむつのゴミを地球を救う燃料へ」と題して、超高齢社会の到来により今後増えることが予想される使用済み紙おむつを、燃料化することでごみの減量化を図る画期的なシステムについて、わかりやすく講演していただきました。

表3-15 環境講演会実績

開催日	講 師	演 題	会 場 (来場者数)
H22.10.20	高 野 孝 子	地球、北から南から、:旅が教えてくれること	情報館(80人)
H23.11.19	飯 田 哲 也	再生可能エネルギーの時代へ	クロス 10(150人)
H24.11.28	原 亮 弘	市民の意思あるお金で取り組む、自然エネルギーの普及促進	情報館(50人)
H25.5.8	ケンジ・ステファン・スズキ	自然エネルギーについて考えよう	千手中央コミュニティセンター(200人)
H26.5.20	木 村 幸 弘	紙おむつのゴミを地球を救う燃料へ	情報館(80人)

### (3)「森の学校」キヨロロ

キヨロロは、旧松之山町立里山科学館 越後松之山「森の学校」キヨロロとして、平成15年7月に開館しました。

キヨロロでは、博士号を持つ研究員(学芸員)が市民と共に十日町市の豊かな自然と文化の調査や研究を進めながら、十日町市の魅力と不思議を楽しく展示する自然科学館です。館に隣接する80haを超す棚田やブナ林、水辺などの多様な環境が存在する自然体験フィールドで、市内外の子どもや観光客に里山の生き物の面白さを伝えています。最近では地域を生かした産業振興として、他の施設と協働でカブトムシの養殖技術開発や地元の案内人による有料ガイドなどの新産業の創出にも取り組んでいます。

また、水源地域の多面的機能や生態系サービスを研究し、その成果を基盤として体験学習会等の啓発活動を実践しています。

## 5 地球温暖化対策

### (1)啓発活動

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。当市ホームページ内においても「地球温暖化」のコーナーを設け、情報発信するとともに、環境フェアや環境講演会などでも積極的に意識啓発を図っています。

また、温暖化による身近な動植物への影響を調べるため、川西支所では、平成12年から桜の開花調査を行っています。

表3-16 桜の開花日(千手小学校校庭 樹木番号 12-1237)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
川 西	4／14	4／16	4／10	4／23	4／23	4／17	4／14	4／17
東 京	3／20	3／22	3／21	3／22	3／31	3／16	3／25	3／23

※東京は気象庁HPより

## (2) 市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減していくために、平成9年12月に「京都議定書」が採択され、平成17年2月に発効しました。

合併前においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、行政も一事業者として地球温暖化対策に取り組む率先行動計画「十日町市役所エコアップ計画」、「環境にやさしい川西町の率先行動計画」を策定・実行してきましたが、合併に伴い、平成19年度から平成23年度までの「十日町市地球温暖化対策実行計画」を新たに策定し、温室効果ガスの削減に取り組みました。

平成24年9月には、平成24年度から平成27年度までの第2期実行計画を策定し、市の事務・事業で排出される温室効果ガスの4%以上(年平均1%)の削減を目指しました。

平成26年度の二酸化炭素排出量は、基準年である平成23年度と比較して4.1%の削減となりました。平成24~26年度の平均削減率は3.2%となり、目標としている1%を上回りました。

また、十日町市グリーン調達方針(平成19年4月策定)に基づきグリーン購入を推進するとともに、クール・ビズにも取り組んでいます。

## (3) 新潟県地球温暖化防止活動推進員

当市には、県から委嘱を受けた地球温暖化防止活動推進員2名が、身近な地域において、温暖化防止に取り組めるようアドバイスや活動の手助けをしています。当市も推進員と連携を図って温暖化防止の普及啓発を推進していきます。

## (4) 地域新エネ・省エネビジョン

当市は、平成17年4月に5市町村が合併しましたが、旧市町村時代にNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の補助事業を利用して各種ビジョンを策定済みです。

しかし、中越大震災や合併の影響などもあり、計画どおりに進んでいないのが実情です。

表3-17 ビジョンの策定状況

旧市町村名	策定年月	策定ビジョン名
松之山町	平成11年3月	松之山町地域新エネルギー・ビジョン
松之山町	平成14年2月	松之山町地域省エネ・ビジョン
川西町	平成15年2月	川西町地域新エネルギー・ビジョン
松代町	平成15年2月	松代町地域新エネルギー・ビジョン
十日町市	平成15年2月	十日町市地域新エネルギー・ビジョン
中里村	平成16年2月	中里村地域新エネルギー・ビジョン

## (5) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業

電気自動車は、走行中に二酸化炭素などの温暖化効果ガス・大気汚染物質等の排出をしないため、環境に優しい車とされています。当市では、地球温暖化対策の一環として、電気自動車の充電に必要な急速充電器を市内2カ所に設置し、平成26年11月20日に通電式を開催し、充電サービスを開始しました。

設置した急速充電器は、およそ30分で充電できます。さらには蓄電池内蔵型で、災害時には非常用電源としても活用できます。

表3-18 事業実績

(単位:円)

設置箇所 (急速充電器)	事業費 (工事費)	財源内訳		
		国補助金	支援金	一般財源
道の駅まつだいふるさと会館 1基	10,681,200	5,720,000	1,836,000	3,125,200
ユーモール 1基	10,800,000	6,170,000	1,836,000	2,794,000
計	21,481,200	11,890,000	3,672,000	5,919,200

#### (6) 地中熱利用実証試験事業

家庭への再生可能エネルギーの普及を図るため、市有地(沖之原住宅団地)に地中熱量の試験を行う井戸を設置し、年間を通じて安定したエネルギーが利用できる地中熱量の効果の試験及び検証を行いました。

試験結果につきましては、15°C前後と言われている平均地中温度は、やや低めではありますが夏季 11.5°C、冬季 11.4°Cと一年を通して安定しており、値が大きいほど熱が伝わりやすいとされている地層の熱伝導率については、夏季 2.44w/(m°C)、冬季 2.50w/(m°C)と、一般的な値とされている 1.0~2.0w/(m°C)と比べ、やや高い値となり、良い結果が得られました。深度6~32m程度までの範囲で特に熱交換率が高いと認められました。また、深度 20~100mの地中熱交換器について、熱交換可能量(空調可能面積)を検討した結果、深度 100mの地中熱交換器で 4.3kw の暖房負荷(空調面積 14.5畳)に対応できるという結果が得られました。

表3-19 事業実績

(単位:円)

事業内容	事業費
地中熱量試験井戸・採熱管設置工事(100m級/1本・Uチューブ 2本)	1,620,000
地中熱量応答試験業務委託(深度ごとの熱量計測ほか)	249,480
計	1,869,480

#### (7) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減事業

十日町市では、バイオマス、太陽光等により削減された二酸化炭素をJ-クレジット制度により、排出量取引を活用した地球温暖化防止活動を実施しております。

削減された二酸化炭素は、環境配慮に熱心なソニー株式会社と取引し支援を受けています。

表3-20 二酸化炭素削減実績

クレジット対象期間	事業主体	二酸化炭素削減量	総事業費
平成25年4月1日～平成26年12月31日	ミオンなかさと	538t-CO <sub>2</sub>	581,040

## 6 当間高原リゾート環境監視委員会

### (1)当間高原リゾート環境監視委員会

珠川地内でのリゾート開発及び事業活動による公害を未然に防止するため、当間高原リゾート環境監視委員会が監視を行っています。委員会は、3月の水質検査の結果が確定した年度末に開催しています。

### (2)環境監視委員会による水質検査結果

当間高原リゾート環境監視委員会では、委員の立会いのもと、年7回、当間高原リゾートエリア及びその下流に位置する集落で農薬項目と一般項目である BOD などの水質検査を実施しています。

表3-21 平成26年度水質検査結果

検査地点		検査項目	検査回数	検査項目数 (農薬成分数)	検査結果
調整池	A-2 調整池	一般	3	11	すべて監視(管理)基準値以下であった。
		農薬	6	(13)	〃
	I-1 調整池	一般	3	11	〃
		農薬	6	(13)	〃
	第4 調整池	一般	3	11	〃
		農薬	6	(8)	〃
	当間川 下流	一般	2	11	大腸菌群数の水質目標値の範囲外が1回あった。
		農薬	2	(13)	すべて監視(管理)基準値以下であった。
河川	水沢川	一般	2	11	〃
		農薬	2	(13)	〃
	市の沢川	一般	2	11	〃
		農薬	2	(13)	〃
地下水	水沢水源	一般	4	13	〃
		農薬	4	(13)	〃
	馬場水源	一般	4	13	〃
		農薬	4	(13)	〃
	珠川地内 井戸	一般	4	13	〃
		農薬	4	(13)	〃
	リゾート内 調査水源	一般	4	13	pH値の水質目標値の範囲外が4回あった。 大腸菌の検出が2回あった。
		農薬	4	(13)	すべて監視(管理)基準値以下であった。

## 第4章 動物の保護と管理

### 1 犬の登録及び狂犬病予防注射

当市では4月に狂犬病の予防定期集合注射を行っており、新規登録申請はその会場で受け付けています。集合注射終了後は、市が登録と注射業務を委託した動物病院で行うことになります。

表4-1 犬の登録数、新規登録及び狂犬病予防注射件数

犬の登録数	犬の新規登録		狂犬病予防注射	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
H22 年度	2,223	136	408,000	2,211(1,736) 1,216,050
H23 年度	2,179	149	447,000	2,167(1,668) 1,191,850
H24 年度	2,164	146	438,000	2,103(1,588) 1,159,650
H25 年度	2,138	141	423,000	2,082(1,668) 1,145,100
H26 年度	2,086	113	339,000	2,042(1,509) 1,123,100

※( )は、定期集合注射会場での注射件数

### 2 動物とのふれあい事業

平成 26 年 10 月 5 日、珠川地内ベルナティオ特設芝生広場において、「2014 わんわん運動会 in ベルナティオ」を、十日町保健所(雨天のため会場変更、晴天ならベルナティオ特設芝生広場)において「2014 動物愛護推進大会 in とおかまち」を開催しました。

このイベントは、毎年9月 20 日から 26 日までの動物愛護週間にちなんだ行事で、「動物を愛護する」、「適正な飼育についての関心・理解を深める」、「他の生命を認め尊ぶ」ことの普及啓発を目的としています。当日はあいにくの天候にもかかわらず、大勢の参加者が長寿犬・猫飼養者の表彰、愛犬とのゲームなど動物とのふれあいを楽しみました。その他にも、動物愛護協会主催の家庭犬しつけ方教室も行われました。

### 3 有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は、むやみに捕獲したり殺したりすることは鳥獣保護法により禁止されています。ただし、農作物に被害を与える場合や生活環境等を著しく悪化させる場合は、市(県)に申請することにより許可される場合があります。平成 26 年度の捕獲許可件数は 28 件となっています。